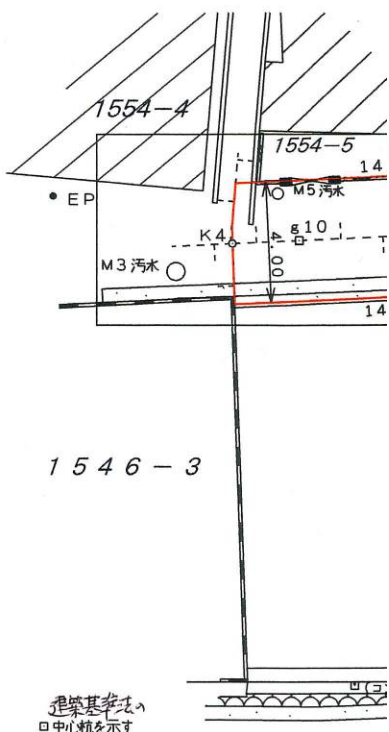
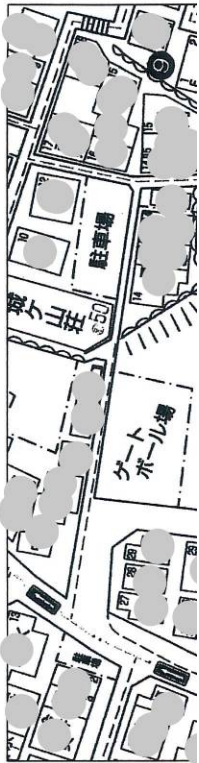
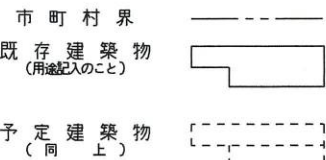
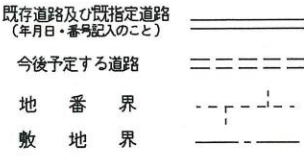
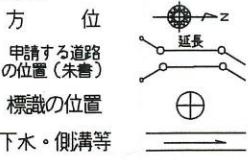


・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。
・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談ください。
・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。

位置

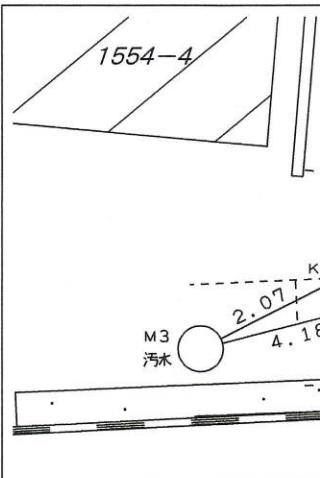


凡例



- 【注意】
1. 承諾書の「権利の種類」欄は、土地又はその土地内の建造物、若しくは工作物について該当する権利（所有権・借地権等）をそれぞれ記入すること。
 2. 図面にも、地番号及び地番界を記入すること。（地番界は当該指定道路となる部分と隣接する部分が明確に記載されていること。）
 3. 付近見取り図、道路指定図、及び道路断面図を記載し、方位は一致させること。
 4. 図面に公図（字限図）を記載するとともに、その転写場所、転写年月日及び転写したものの氏名を記入し押印すること。
 5. 延長は指定道路の中心距離及び指定道路の周長を記入すること。

6. 本用紙のみで記入されない場合は、同様、同形の用紙を使用し、該当する部分において権利を有する者及び図面作成者の印で本用紙と別紙に別紙して追加すること。
7. 申請書（正・副）には本用紙（追加紙を含む）のコピーを添付し、本用紙は別に（同時に）提出すること。
8. 申請する指定道路の区域を明確に記載し、朱印すること。
9. 道路中心線の位置を図面に記載し、引張点（できる限り半永久的なもの）からの距離又は同等の復元方法を記入すること。中心線は必ず固定すること。
10. 後退整備予定部分は後退時には最低限ゆかぬまい仕様とし、道路区域を礫石等堅固なもので明確にすること。



・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。
・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談ください。
・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。